

「非弁行為」に加担しない、
「非弁提携」を持ちかけられない弁護士になる！

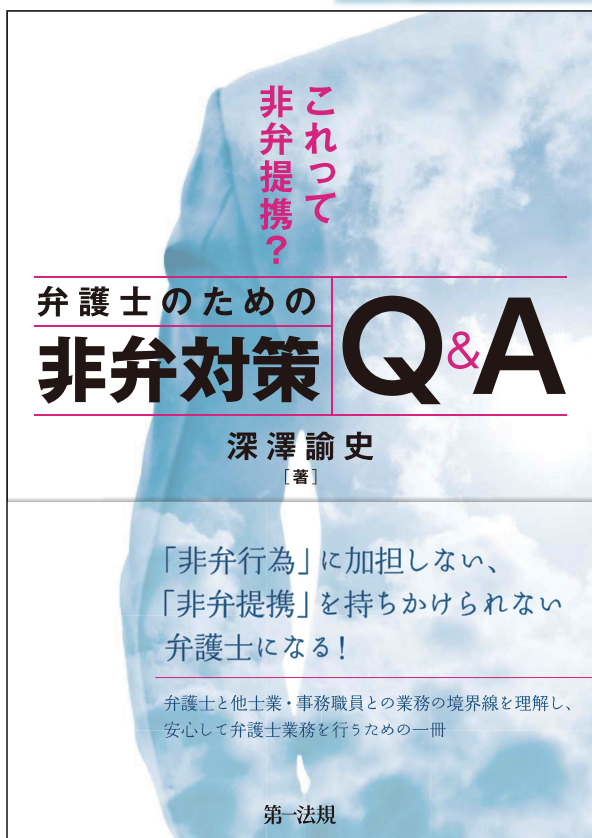
これって非弁提携？

弁護士のための 非弁対策

Q&A

深澤諭史 [著]

A5判／216頁 定価：本体2,700円＋税



本書の特色

- ◆ 弁護士法72条・27条を中心とした関係法規・規程、新型非弁提携、他士業連携と非弁提携規制、ファクタリングやリーガルテック等の新しい問題を従来の議論や裁判例を通じてわかりやすく解説！
- ◆ 弁護士のために、非弁問題を正しく理解し、安心して弁護士業務を行うために解説した唯一の書！

弁護士と他士業・事務職員との業務の境界線を理解し、安心して弁護士業務を行うための一冊！

目次

第1 非弁行為・非弁提携の一般論

1 はじめに一弁護士法と非弁の基本

2 近年増加しているケース「新型非弁」に注意

第2 他士業との境界線と非弁行為に対する対処方法

1 弁護士による業務独占と他士業との関係

—それぞれ法は何を定めているか

2 他士業と一緒に仕事をするときの注意点

3 非弁業者／他士業との業際問題への正しい対処方法

4 非弁リスクのある企業との付き合い方の注意点

第3 事務職員との境界線

1 事務職員へ依頼してよいこと、だめなこと

2 事務職員が勝手に非弁行為をしてしまった場合の対応

第4 具体的問題例

1 個人からの相談

2 企業からの相談

3 自治体からの相談

4 他士業からの相談

5 違反を見つけた場合の対応例

6 弁護士会の「負担金」と弁護士法72条の問題

第5 おわりに

1 いまだに非弁行為・非弁提携が横行する理由

2 非弁行為・非弁提携と弁護士

第3 事務職員との境界線

2 事務職員が勝手に非弁行為をしてしまった場合の対応

(1) 想定される場面と予防方法

Q54 事務職員の業務が一定の場合に非弁行為になることは理解しましたが、私の事務所では事務職員に事件の聴取や同席などを行わせていません。そのような場合でも、非弁行為をしてしまうリスクはありますか。

A54 高くはありませんが、全くないわけではありません。やはり多いのは、電話とか、相談室に通すまでの間に、何か聞かれたり、答えてしまったりするケースであると思われます。また、事件関係者、相手方との間で、思われるような応答をしてしまうことは非弁行為とはあまり関わりは「なりすまし」に遡う可能性も否

解説

I 伝統的な業務を行う事務職員には非弁行為
事務職員の行為が一定の場合に非弁行為になったとおります（第3-1(2)Q47～Q49）。この業務に「活用」しようとするほど、あるとすればするほど、高くなっていくものです。の幅広い活用を検討し、実行している法律事務

118

3 自治体からの相談

3 自治体からの相談

(1) 自治体も非弁規制とは無縁ではない

Q76 地方自治体は、何か非弁規制との関係で留意すべきことはあるのでしょうか。

Q77 地方自治体の職員が、申請等に来た市民の相談に応じたり、指導をしたりすることは非弁行為になりませんか。

A76 昨今、地方自治体は、住民サービスの向上や、あるいは複雑化する社会情勢に対応するため、各士業に依頼して相談会をするほか、職員自らが相談に応じるなどのこともあり、法律相談すなわち非弁規制とは無縁ではありません。

A77 非弁行為にはなりません。地方自治体つまり行政は、法律を解釈して執行することが任務であり、また、市民からの要請に応じて教示をして、適切に申請等が行えるように助力することも、法が当然に予定していると考えられるからです。ただし、行政サービスの範囲を超えて、一般的なトラブル等の事項について法律相談に応じることは、非弁行為になる可能性があります。

解説

I 地方自治体も非弁規制とは無縁ではない
地方自治体も、企業や他士業の場合ほどではないとしても、非弁規制とは

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

第一法規 非弁対策QA

検索

CLICK!